

# 後期高齢者医療制度の一部が変わります

## ○高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が平成29年8月から下表のように変わります。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来	外来+入院(世帯ごと)	外来	外来+入院(世帯ごと)		
		(個人ごと)		(個人ごと)			
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>		
	一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円(※2)>	
非住 課税 世帯	II住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円		
	I住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円	15,000円	

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

- ・今までに高額療養費の支給申請をした方は、再度申請をする必要はありません。
- ・支給する高額療養費があるが、振込先口座の登録がない方には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」を送付しますので、窓口で申請してください。一度申請すると、次回から振込先口座に自動的に振り込みます。

## ○医療療養病床に入院している方の光熱水費の負担が変わります

平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費の負担額を下表のように見直します。ただし、指定難病の方、老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

【1日当たりの光熱水費の負担額】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月 ~平成30年3月	平成30年4月~
医療の必要性の低い方	320円	370円	370円
医療の必要性の高い方 (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

- 問合せ
- ・うきは市 市民生活課国保・年金係 Tel.75-4973
  - ・福岡県後期高齢者医療広域連合 Tel.092-651-3111  
〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号  
受付時間：8時30分~17時30分(土・日・祝休日は休み)